

災害等対応・休園判断基準について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

休園判断基準について

災害発生時等の臨時休園等について…

原則

札幌市が判断

例外

通信手段が遮断されたり、危険が目前に迫り、札幌市への確認を行う時間的余裕がないなどの場合には、**施設長の判断により**臨時休園等を行うことができる。



令和3年度に市が基準を整備。
資料14-1のとおり施設あてに通知

👉 具体的にどのような場合が例外に該当するのか。

休園判断基準について

①施設所在地に避難情報等が発令されたとき

- ▶ 市の警戒レベル3以上 (高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)
- ▶ 気象庁の特別警報

開園時間内→**閉園** (保護者へお迎えを依頼)
開園時間外→**休園**

②市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

- ▶ 保育提供の体制が整えられないと判断した場合

開園時間内→**閉園** (保護者へお迎えを依頼)
開園時間外→**休園**

このような事態が発生した場合に休園等となる可能性について、事前に保護者へ周知しておくこと。



休園判断基準について

休園・閉園後の対応について・・・

①園児の安全を確保し、連絡が可能となったら

- ▶ **速やかに札幌市子ども未来局へ休園等について報告すること**。

②避難情報等の解除や、施設の被害状況、周辺状況及び職員の参集状況などに基づき 保育提供が可能と判断したら

- ▶ **速やかに開園するとともに、保護者へ情報提供すること**。

※資料14-2参照

災害等対応について

災害が発生した際は・・・

災害時情報共有システム

または

被災状況報告フォーム(市 HP掲載)

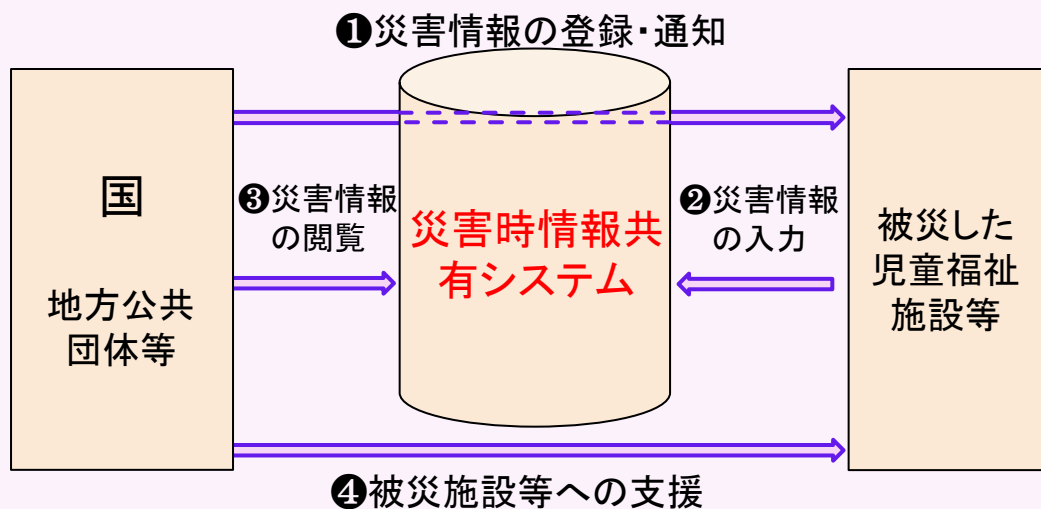
にて被災状況をご報告いただきます。

災害等対応について

災害時情報共有システムとは・・・

児童福祉施設等が被害にあった際、その状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげることを目的として、令和3年度から運用されている国が開発したシステム。

システム運用イメージ



- ・国による災害情報の登録後にシステムへの入力が可能に。
- ・登録後、施設あてに市から通知が送られる。
- ☞各施設では、当該通知があった場合にのみ、災害時情報共有システムから被災状況を報告いただく。

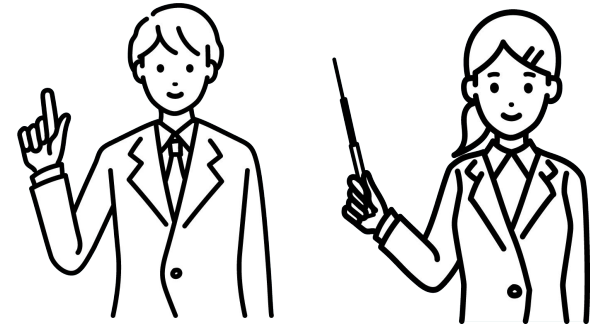
災害等対応について

災害時情報共有システムには、事前に必要な施設情報を登録・更新しておかなければ、訓練時や実際の災害時に必要な情報を受け取れません。

【災害時情報共有システムに登録する情報】

- ・携帯電話番号
- ・メールアドレス

※施設所在地などの基本的な情報は市が登録を行います。



👉登録情報に変更が生じましたら、速やかに施設運営課へご連絡ください。

※1年ごとに更新の必要性について確認を行います。

災害等対応について

被災状況報告フォームとは・・・

災害時情報共有システムと同様、災害時に施設の被災状況について把握するために設けたもの。
当該システムと異なり、市が独自に設けたフォームであり、随時報告が可能となっている。

▶以下の場合には、被災状況報告フォームからの報告をお願いします。

- ・国による災害時情報共有システムへの登録がされない(市からの通知が確認できない)場合
- ・災害時情報共有システムにアクセスする手段がないが、報告フォームの入力が可能な場合

【被災状況報告フォーム URL】

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/saigai.html>



災害等対応について

本資料の内容について

本資料の中でご説明した内容のほか、災害に関連した情報について、札幌市ホームページ上に専用ページを設けておりますので、困ったときや災害時に備えて事前にご確認ください。

【児童福祉施設向け災害対策ページ URL】

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/saigai.html>